

令和５年第３回太子町議会定例会（第504回町議会）会議録（第１日）

令和５年５月30日

午前 10 時 開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 報告第１号 令和４年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 5 報告第２号 令和４年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 6 報告第３号 令和４年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 7 報告第４号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 8 承認第１号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 9 議案第26号 令和５年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第１号）
- 10 議案第27号 中道跨線橋修繕工事委託に関する協定の締結について
- 11 議案第28号 字の区域の変更について
- 12 議案第29号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第30号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第31号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第32号 太子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 報告第１号 令和４年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 5 報告第２号 令和４年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について
- 6 報告第３号 令和４年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について
- 7 報告第４号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について
- 8 承認第１号 専決処分したものにつき承認を求めることについて  
(太子町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 9 議案第26号 令和５年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第１号）
- 10 議案第27号 中道跨線橋修繕工事委託に関する協定の締結について
- 11 議案第28号 字の区域の変更について
- 12 議案第29号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第30号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第31号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第32号 太子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 吉 田 智 子 | 2 番  | 山 本 順 久 |
| 3 番  | 玉 田 晶 久 | 4 番  | 桑 名 幸 夫 |
| 5 番  | 出 原 賢 治 | 6 番  | 森 田 哲 夫 |
| 7 番  | 玉 田 正 典 | 8 番  | 中 薮 清 志 |
| 9 番  | 堀 卓 史   | 10 番 | 藤 澤 元之介 |
| 11 番 | 首 藤 佳 隆 | 12 番 | 北 川 嘉 明 |
| 13 番 | 中 島 貞 次 | 14 番 | 清 原 良 典 |
| 15 番 | 松 浦 崇 志 |      |         |

#### 会議に欠席した議員

な し

#### 会議に出席した事務局職員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 田 中 秀 彦 | 書 記 | 蛭 井 のり子 |
| 書 記 | 竹 田 早 紀 |     |         |

#### 説明のため出席した者の職氏名

|         |         |             |         |
|---------|---------|-------------|---------|
| 町 長     | 沖 汐 守 彦 | 副 町 長       | 榮 藤 雅 雄 |
| 教 育 長   | 糸 井 香代子 | 総 務 部 長     | 森 田 好 紀 |
| 生活福祉部長  | 嶋 津 一 弥 | 経 済 建 設 部 長 | 松 谷 真 利 |
| 教 育 次 長 | 森 文 彰   | 財 政 課 長     | 佐々木 信 人 |
| 監 査 委 員 | 村 瀬 敏 紀 |             |         |

#### 議長挨拶

○議長（松浦崇志） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

風清らかな初夏の気候から一転、昨日、平年より1週間程度も早く梅雨入りしたと見られるとの発表がありましたが、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和5年第3回太子町議会定例会（第504回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

今期定例会に提案されます案件は、条例改正等いずれも重要な案件であります。何とぞ議員各位におかれましては格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。誠に簡単措辞ではございますが、開会の御挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 令和5年第3回太子町議会定例会（第504回町議会）が開会されるに当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

木々の緑も深まり、次第に夏の気配が色濃く感じられる頃になりました。また、例年よりも早く梅雨入り、あるいは台風の進路が気になるころであります。議員各位におかれましては公私とも大変御多用な中、御健勝にて本会議に御出席をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。また、平素は町行政、あるいは教育行政の進展に御理解、御協力を賜っておりますことを重ねてお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、今期定例会におきましては報告案件4件、承認案件1件、予算、条例の議案5件、契約案件1件、その他の案件1件、合わせて12件の議事につきまして御審議をお願いするものであり

ます。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明をさせていただきますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、定例町議会開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

~~~~~

(開会 午前10時02分)

○議長(松浦崇志) ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和5年第3回太子町議会定例会(第504回町議会)を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

なお、5月臨時会まで新型コロナウイルス感染症予防対策の一環で自席での発言は全て着席したままとしておりましたが、本定例会の会期中、発言は起立して行いますので御留意ください。また、本会議中、携帯電話等は必ず電源を切るかマナーモードに設定していただくようお願いいたします。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(松浦崇志) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、玉田晶久議員、桑名幸夫議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長(松浦崇志) 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松浦崇志) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月19日までの21日間に決定いたしました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長(松浦崇志) 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等12件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和4年度4月分及び令和5年度4月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち村瀬敏紀監査委員には本日の会議のみ、山崎将税務課長、肥塚馨社会福祉課長には定例会3日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**日程第4 報告第1号 令和4年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について**

○議長（松浦崇志） 日程第4、報告第1号令和4年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案につきまして報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 報告第1号令和4年度兵庫県太子町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和4年度一般会計予算において設定しました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、議会に報告させていただくものでございます。よろしくお願いします。

○議長（松浦崇志） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**日程第5 報告第2号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について**

○議長（松浦崇志） 日程第5、報告第2号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 報告第2号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和4年度水道事業会計予算の建設改良費のうち、導水機能整備事業、糸井地内配水管理設事業、立岡山北配水池無停電電源装置更新事業及び水道システム下水道使用料改定事業につきまして年度内の事業完了が困難となったため、年度内に支払い義務が生じなかったものを地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により議会に報告させていただくものであります。よろしくお願いします。

○議長（松浦崇志） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

**日程第6 報告第3号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について**

○議長（松浦崇志） 日程第6、報告第3号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 報告第3号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計予算繰越計算書について説明を申し上げます。

本案件につきましては、令和4年度下水道事業会計予算の建設改良費のうち、雨水幹線整備事業、立岡幹線管更生事業、県道太子御津線下水道管布設事業及び阿曾地内浄化槽設置事業につきまして年度内の事業完了が困難となったため、年度内に支払い義務が生じなかったものを地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰り越しましたので、同法同条第3項の規定により議会に報告させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

~~~~~

#### 日程第7 報告第4号 町の出資等に係る法人の経営状況の報告について

○議長（松浦崇志） 日程第7、報告第4号町の出資等に係る法人の経営状況の報告についてを議題とします。

本案について報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 報告第4号町の出資等に係る法人の経営状況の報告について説明を申し上げます。

本案件につきましては、当町が兵庫県町土地開発公社へ出資していることから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を議会に報告させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 報告内容の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号を終わります。

お諮りします。

本日の日程第8、承認第1号から日程第15、議案第32号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松浦崇志） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第8 承認第1号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（松浦崇志） 日程第8、承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて（太子町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 承認第1号専決処分したものにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されましたことに伴い、関係する太子町税条例を合わせて施行する必要があったため、専決処分により一部を改正したものであります。

改正の主な内容としましては、地方税共通納税システムを通じた地方税統一QRコードによる納入に対応する改正、肉用牛の売却による事業所得に係る住民税の課税特例期限の延長、長寿命化に資する大規模な修繕等が行われましたマンションに対する税額の減額措置に関する改正、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置の終了、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について特例期限の延長、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税特例の期限の延長等の所要の改正でございます。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますのでよろしく御審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 承認第1号専決処分いたしました太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

提案説明にもありましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い本条例の一部を改正したものでございます。

改正内容につきまして具体的な御説明を申し上げます。

第46条の改正につきましては、給与所得に係る住民税の特別徴収に使用する納付書につきまして、地方税共通納税システムを通じた地方税統一QRコードによる納入に対応するため、地方税法施行規則の様式が新設されたことに伴う改正でございます。

第48条、第50条の改正につきましては、法人町民税の納付書につきまして、同じく地方税統一QRコードによる納付に対応するため、様式が新設されたことに伴う改正でございます。

第98条及び第101条の改正につきましては、たばこ税の納付書につきまして、同じく地方税統一QRコードによる納付に対応するため、様式が新設されたことに伴う改正でございます。

附則第8条の改正につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る住民税の課税の特例につきまして、その適用期限が「令和6年度末」から「令和9年度末」まで3年間延長されたことに伴う改正でございます。

附則第10条の改正につきましては、令和3年度の法改正における法附則第64条を削る改正規定が令和5年4月1日付で施行されたことに伴う改正でございます。

附則第10条の2、附則第10条の3の改正につきましては、長寿命化に資する大規模修繕等が行われましたマンションに対する税額の減額措置に係るわがまち特例の割合及び減額措置を受けようとする者がすべき申告についての規定の整備と法改正により本条例の項ずれが生じたことに伴う改正でございます。

附則第15条の2及び第15条の6の改正につきましては、消費税率引上げに伴い実施されておりました軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減措置が令和3年12月31日で終了したことに伴い、削除する改正でございます。

附則第16条の改正につきましては、軽自動車税の種別割グリーン化特例につきまして、特例の期限を「令和4年度末」から「令和7年度末」まで3年間、25%軽減の対象につきまして「令和4年度末」から「令和6年度末」まで2年間延長することに伴う規定の整備と法改正により項ず

れが生じたことに伴う改正でございます。

附則第16条の2の改正につきましては、附則第16条の改正に伴う引用規定の整備でございます。

附則第17条の2の改正につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税課税の特例につきまして、適用期限が「令和5年度末」から「令和8年度末」まで3年間延長されたことに伴う改正でございます。

この条例の施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。また、改正後の条例規定が円滑に施行されますように、新旧規定の適用について改正条例附則第2条及び第3条で固定資産税及び軽自動車税に関する経過措置を規定しております。冒頭に申し上げましたとおり緊急性を要する案件でございましたので専決とさせていただきましたが、慎重な審議を賜り、原案のとおり御承認いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第9 議案第26号 令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）

○議長（松浦崇志） 日程第9、議案第26号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第26号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、エネルギー等物価高騰対策に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しました事業及び子育て世帯生活支援特別給付金の支給等に係る費用の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ2億891万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億4,847万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金の追加であります。

次に、歳出予算におきましては、総務費、民生費、商工費の追加であります。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） それでは、議案第26号令和5年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第1号）について詳細を説明申し上げます。

歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節18負担金、補助及び交付金66万円は、燃料費高騰の影響を受ける公共交通事業者への支援としてタクシー事業者に臨時交付金を活用して補助するものであります。なお、財源内訳の一般財源が25万5,000円減額となっておりますのは、当初予算に計上済みのバス対策費補助金に臨時交付金を充当するものでございます。

目10防犯対策費、節18負担金、補助及び交付金44万円は、特殊詐欺被害防止の強化を図るため県補助金と臨時交付金を活用し、自動録音電話機や録音機の購入を補助するものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1億2,883万7,000円は、臨時交付金を活用した住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に係る経費であります。令和5年6月1日を基準

日に、令和5年度の住民税非課税世帯を対象として1世帯当たり4万円を支給するものでございます。国の施策としては3万円でございますが、本町の施策として1万円を上乗せして支給するものでございます。経費の内訳は人件費や事務用消耗品、郵送料、給付システム処理委託などの事務費に483万7,000円、給付金は対象世帯を3,100世帯と見込み、節19扶助費に1億2,400万円を計上しております。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費2,963万6,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る経費であります。児童扶養手当の受給水準世帯のほか、感染症の影響で家計が急変した世帯を対象に児童1人当たり5万円を支給するものでございます。経費の内訳は、事務費として463万6,000円、給付金は対象児童を500人と見込み、節19扶助費に2,500万円を計上しております。なお、児童扶養手当の受給水準世帯への給付金は県が直接支給することとなっております。

款7商工費、項1商工費、目1商工振興費、節12委託料4,934万円は、臨時交付金を活用した事業者に対するエネルギー価格等高騰緊急対策支援金の支給経費でございます。令和4年12月から令和5年7月までの任意の2カ月間で使用したガソリン代や電気料金等の経費の合計が25万円以上となった事業者を対象に、法人は20万円、個人事業主は10万円を上限としてその経費の30%を補助するものであります。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金1億5,701万2,000円は、交通事業者への支援、防犯対策、住民税非課税世帯等臨時特別給付金や事業者支援に充てる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、目2民生費国庫補助金は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る補助金で、補助率は10分の10でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金は、歳出で御説明申し上げた特別詐欺被害防止強化の取り組みに対する補助金で、補助率は2分の1でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金2,204万5,000円の追加は、今回の補正における財源調整でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第27号 中道跨線橋修繕工事委託に関する協定の締結について

○議長（松浦崇志） 日程第10、議案第27号中道跨線橋修繕工事委託に関する協定の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第27号中道跨線橋修繕工事委託に関する協定の締結について説明を申し上げます。

本工事につきましては、令和元年度に作成しました太子町橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施するもので、国庫補助事業として防災・安全社会資本整備交付金を活用して行うものでございます。今回の施工部分につきましてはJRの本線区間であり、旅客運送の安全上の問題あるいは線路上の架線の関係等から町におきまして直接施工することができませんので、このたび西日本旅客鉄道株式会社と委託に関する協定を締結するものであります。完成工期につきましては令和8年3月25日を予定しており、協定額といたしまして11億4,072万8,000円であります。

詳細につきましては経済建設部長より説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案の



とおり御議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） ただいま上程されました議案第27号中道跨線橋修繕工事委託に関する協定の締結について詳細説明を申し上げます。

今回修繕する中道跨線橋につきましては、町道中道跨線橋線にあるＪＲ西日本山陽本線及びＪＲ西日本網干総合車両所をまたぐ跨線橋であり、昭和57年２月に竣工し、建設から41年以上経過する橋梁でございます。本跨線橋は竣工以来、道路橋簡易点検等において維持管理を行ってまいりました。平成30年度に５年ごとの法定点検である道路橋定期点検を実施した結果、修繕すべき損傷が複数見つかったため、本跨線橋の長寿命化を図るべく令和３年度に中道跨線橋補修設計業務委託を実施し、本事業に至っております。本事業は太子町橋梁長寿命化修繕計画に基づき実施するもので、国庫補助事業として防災・安全社会資本整備交付金を活用し行うものでございます。ＪＲ山陽本線、網干総合車両所が所在するＪＲ敷地内で鉄道設備に近接する工事となるため、鉄道事業者である西日本旅客鉄道株式会社と工事委託契約をするもので、主な工事内容は橋面において高欄取替工、コンクリートの剥落防止工、上部工の鋼材部において塗装塗り替え工、コンクリート部材においてひび割れ補修工と断面欠損部の断面補修工、雨水対策として水切り設置工、下部工の梁、柱部分においてのひび割れ補修工と断面修復工、水切り設置工、これら施工に係る工事用仮設工一式を実施するものです。今年度の工事内容は、工事全体の計画策定と補修工事の準備として保安停電と高圧線の防護管設置を実施するものです。完成工期につきましては、令和８年３月25日を予定しております。

以上が主な内容でございます。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第１１ 議案第２８号 字の区域の変更について

○議長（松浦崇志） 日程第11、議案第28号字の区域の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第28号字の区域の変更について説明を申し上げます。

兵庫県営土地改良事業により実施しました岩見構下地区農地整備事業の結果、字の区域の変更が生じたため、地方自治法第260条第１項の規定により、町議会の議決を求めるものであります。変更の時期につきましては、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地改良法第54条の規定による兵庫県の換地処分公告のあった日の翌日からとなります。

詳細につきましては経済建設部長より説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） ただいま上程されました議案第28号字の区域の変更について詳細説明を申し上げます。

兵庫県営土地改良事業により実施した岩見構下地区農地整備事業に伴う字の区域の変更についてでございます。当事業は平成29年12月12日付で県知事の県営土地改良事業計画の確定を受け、太子町岩見構と吉福及び福地の一部の26.3ヘクタールの区域で農地整備事業による耕地の区画の形質の改善、大型化を行い、農業経営の安定化を図るために現在事業を施行しております。今回議案として提案させていただきます箇所は、岩見構字三十代、丸町、前田、鎌屋敷、上前田、八

ケ坪、六反長と吉福字ウチナウケ、クニト、三ツ本、炭屋裏及び福地字相坂でございまして、詳細については参考資料のとおりでございますが、従前の土地からそれぞれの土地の利便性がよくなるように土地の再配置を行った結果、字の区域が変更になるものでございます。変更時期につきましては、地方自治法施行令第179条の規定に基づき、土地改良法第54条の規定によります換地処分公告の日の翌日からとなります。

以上の字界の区域変更について、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。どうぞよろしく御審議賜り、原案のとおり議決いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

## 日程第12 議案第29号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第12、議案第29号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第29号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和5年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律並びに関係法令の改正によりまして所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容としましては、令和6年度から森林環境税が新たに導入されたこと、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化、電動キックボード等、特定小型原動機付自転車の区分の改正、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなし納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する改正等、所要の改正であります。施行日は令和5年7月1日とし、改正によっては令和6年1月1日など、順次施行されるものでございます。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 副町長。

○副町長（榮藤雅雄） 議案第29号太子町税条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

提案説明にもありましたとおり、本案件につきましては令和5年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の施行及び関係法令の改正に伴い、本条例の所要の改正を行うものであります。

改正内容につきまして具体的な御説明を申し上げます。

第34条の9の改正につきましては、令和6年度から森林環境税が新たに導入されることに伴い、地方税法施行令が改正されたことによります文言改正でございます。

第36条の3の2の改正につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化のため、法規定が新設されたことに伴う規定の整備と法改正による項ずれが生じたことに伴う改正でございます。

続く第38条から第47条の6までにつきましては、森林環境税の導入に伴う改正でございます。

まず、第38条の改正につきましては、その賦課徴収の方法につきましての規定の整備でございます。



する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第14、議案第31号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第31号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

今回の改正は、こども家庭庁の設置に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されましたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、府令が引用しております子ども・子育て支援法第19条第2項が削られたことにより、本条例の第4条第2項、第6条第2項及び第3項、第7条第2項、第8条、第13条第4項、第20条第4号、第35条、第36条、第37条第2項、第39条第2項、第51条、第52条を改めております。同じく府令が引用しております学校教育法第25条に第2項及び第3項が加えられたことによりまして、本条例の第15条第1項第3号を改めております。

次に、厚生労働省等の所管事項が内閣府に移管されたことに伴い、本条例の第15条第1項第4号及び第44条において「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、第37条第1項において「同省令」を「同令」に改めております。

次に、用語の整理として第48条中、「利用定員の定員」を「利用定員」に改めております。

施行日は公布の日とし、府令の施行日であります令和5年4月1日を適用日としております。

慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第32号 太子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（松浦崇志） 日程第15、議案第32号太子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第32号太子町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律において、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことにより本条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、子ども・子育て支援法において国の子ども・子育て会議について規定されていましたが第72条から第76条までが削除され、第77条に規定していましたが「市町村等における合議制の機関」の条文が第72条に繰り上げられております。本条例第1条及び第2条第1号において、この条文を引用しておりますので改めるものであります。施行日は公布の日とし、こども家庭庁設置法施行日であります令和5年4月1日を適用日としております。

慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（松浦崇志） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月5日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

(散会 午前10時50分)